

農業農村整備事業における宮城県グリーン製品 及び木材製品等の利用推進に関する指針

第1章 総則

(目的)

第1 この指針は、グリーン購入促進条例（平成18年宮城県条例第22号）、グリーン購入の推進に関する基本方針（平成18年12月21日策定）及びみやぎ材利用拡大行動計画（平成19年1月17日策定）に基づき、宮城県が発注する農業農村整備事業の建設工事及び建設関連業務（以下「工事等」という。）における特定調達物品等及び宮城県グリーン製品（以下「認定品」という。）並びに木材製品の利用の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 グリーン購入 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務の環境情報又は事業者に関する環境情報を勘案して行うことをいう。
- 二 特定調達物品等 重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類及び判断の基準並びにその基準を満たす物品等をいう。
- 三 環境物品等 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等をいう。
- 四 環境情報 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）第2条第2項に規定する環境情報をいう。
- 五 認定品 グリーン購入促進条例第3章の規定により、知事が定めた基準に適合する環境物品等で、知事が認定した製品をいう。
- 六 優良みやぎ材 県内木材関係団体で設立した「みやぎ材利用センター」が定めた品質・規格基準に適合した木材（県産材）製品であり、同センターが品質・規格、産地、合法性等の審査（認証検査）を行い、認証書（認証シール）を発行した製品をいう。

(工事執行者としての責務)

第3 工事執行者は、市町村、事業者及び民間団体と連携、協働して、グリーン購入の促進及び木材製品の利用拡大を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 工事執行者は、この指針に従って工事等を発注する際は設計図書に明示しなければならない。
- 3 工事執行者は、この指針に基づき工事等でグリーン購入及び木材製品の利用推進に努めるものとする。

第2章 特定調達物品等の利用推進に関する基本方針

(特定調達物品等の周知)

第4 特定調達物品等の品目と判断基準については、宮城県グリーン購入の推進に関する基本方針及び毎年度定められる当該年度の宮城県グリーン購入の推進に関する計画に定めるところによる。（環境生活部環境政策課ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyos/>）

(特定調達物品等の使用)

第5 工事等において、宮城県グリーン購入の推進に関する計画の別表公共工事の項に記載された特定調達物品等については原則使用するものとし、規格・寸法等の必要項目を設計図書に明示するものとする。

第3章 認定品の利用推進に関する基本方針

(認定品の周知)

第6 認定品の製品情報については、環境生活部環境政策課ホームページ等を参考とするものとする。

(認定品の使用)

第7 工事等において、認定品を積極的に使用するものとし、資材の名称、規格・寸法等の必要項目を設計図書（条件明示書）に明示するものとする。

2 認定品を工事で率先利用するため、認定品の利用推進レベルⅠ・Ⅱ（以下「レベル」という。）を設定するものとする。

なお、レベルの設定は別紙1の「認定品利用推進レベルの設定フロー」によるものとする。

レベルⅠ：一般利用資材として原則利用する認定品

レベルⅡ：個別に検討（経済比較）した上、利用の推進に努める認定品

3 認定品を使用する場合、認定証明書を材料承諾書に添付し提出させるものとする。

(認定品利用推進レベルの設定及び改定)

第8 前項の認定品のレベル設定は、調達性、独占性、経済性等を総合的に評価し農村振興課長が決定するものとする。

2 農村振興課長は、認定品の採用実績、監督職員からの意見、認定品の認定状況に関する情報等をもとに、必要に応じてレベル区分の改定を行うものとする。

3 農村振興課長は、認定品のレベルを決定又は改定した場合、速やかに関係機関へ通知するものとする。

第4章 木材製品の利用推進に関する基本方針

(木材製品の使用)

第9 工事において、認定品以外の県産木材製品については優良品やぎ材製品を原則使用するものとし、また、規格・寸法等の必要項目を設計図書に明示するものとする。

2 受注者が優良品やぎ材を活用した製品を原則として1工事1製品以上使用するよう、宮城県農業土木工事共通仕様書に記載するものとする。

3 認定品以外の木材製品については、メーカーカタログ等から工事目的物に合ったものを選定するものとする。

4 遊歩道・水路・用地等の境界に安全柵及び手摺等の柵工を設ける場合は、原則として木材製品とし優良品やぎ材製品の活用に努めなければならない。

5 歩道等に転落防止柵を設ける場合は、原則として認定品を用いなければならない。

6 認定品以外の県産木材製品を使用する場合は、優良品やぎ材製品であることを証明できる資料を材料承諾書に添付し提出させるものとする。

7 柵工や転落防止柵以外での木材利用についても、十分に検討のうえ積極的な利用に努めること。また、この場合においても優良品やぎ材製品の使用に努めること。

8 受注者の判断において、工事用看板枠及びバリケードで木材製品を使用する場合は、認定品を用いるものとし、この場合の認定品の使用は優良品やぎ材を活用した製品を使用する選択肢の1つとする。

9 木材製品の使用においては、安全性及び耐久性等について十分検討し、造成施設の管理予定者に対し、利用推進の主旨・目的及びそれらの特性を踏まえた維持管理上の留意点等に関する説明を十分に行い、設置後の維持管理方法等について理解を得た上で使用するものとする。

第5章 利用推進にあたっての留意事項

(特定調達物品等、認定品、木材製品（以下「認定品等」という。）を指定し発注したが使用できない場合)

- 第10 設計図書で指定した認定品等の調達が困難やその他の理由により使用できない場合は、理由書の提出を受け、代替品となる製品の品質・性能等を確認し承諾する。
- 2 代替品の単価を確認し、認定品等の指定した製品より安価であれば代替品に設計変更する。

(従来品で発注したが、受注者で認定品等を使用する場合)

- 第11 使用しようとする認定品等の品質・性能等を確認し承諾する。
- 2 受注者の提案により、認定品及び県産木材製品を使用した場合における工事成績調書の地域性評価については、出納局検査課が別に定めるところによる。(出納局検査課ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensa/>)

第6章 認定品等の利用に関する報告

第12 受注者は、特定調達物品及び宮城県グリーン製品の使用の有無にかかわらず、使用状況を環境生活部が定める様式に記入し、完成届を提出する際に監督職員に紙及び電子データで提出するものとする。様式は、「グリーン購入（公共工事）に関する取組状況チェックリスト（様式2-2）」とし、環境生活部環境政策課のホームページからダウンロードして使用する。

なお、他工事から転用した製品は、報告対象外とする。

- 2 監督職員は、受注者からの報告内容を確認し、「グリーン購入（公共工事）に関する取組状況チェックリスト（様式2-2）」を作成する。
- 3 監督職員は、環境生活部長からの特定調達物品及び宮城県グリーン製品の調達量照会に応じて、特定調達物品及び宮城県グリーン製品の使用の有無にかかわらず、様式2-2を環境生活部環境政策課に報告する。
- 4 受注者は、木材製品を使用した場合、使用状況を農村振興課が定める様式に記入し、完成届を提出する際に監督職員に紙及び電子データで提出するものとする。様式は、農村振興課ホームページからダウンロードして使用する。なお、他工事から転用した製品は、報告対象外とする。
- 5 監督職員は、受注者からの報告内容を確認し、木材利用実績を作成する。
- 6 監督職員は、林業振興課長等からの木材利用量照会に応じて、木材利用実績を農村振興課に報告する。

附則 この指針は、平成20年1月1日から施行する。
(平成20年1月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。)

附則 この指針は、平成20年4月1日から施行する。
(平成20年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。)

附則 この指針は、平成20年10月1日から施行する。
(平成20年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。)

附則 この指針は、平成22年4月1日から施行する。
(平成22年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。)

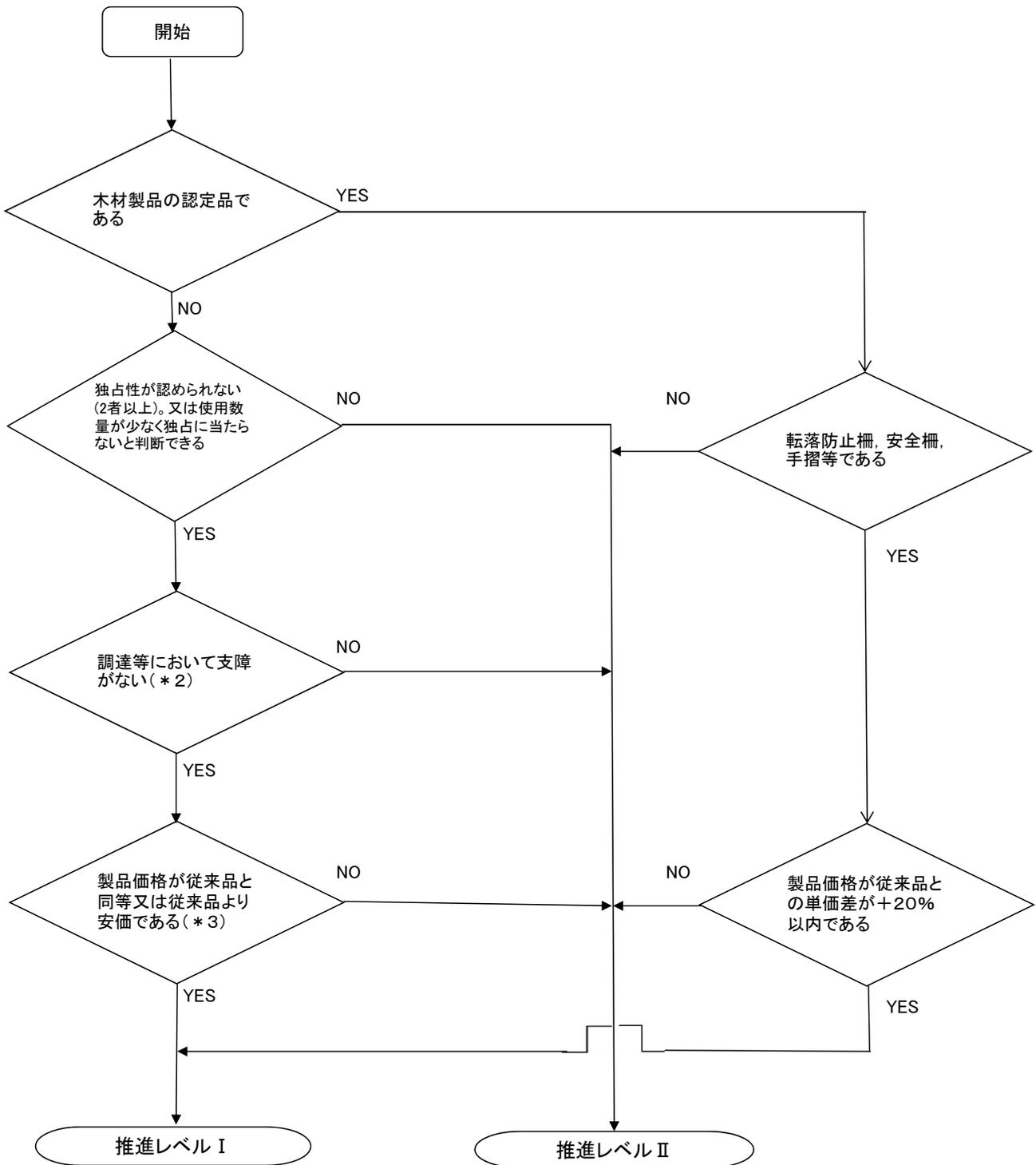
附則 この指針は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この指針は、平成25年5月13日から施行する。

附則 この指針は、平成27年7月21日から施行する。

別紙1 認定品利用推進レベルの設定フロー

(*1)



*1 認定品のレベル設定は、調達性、独占性、経済性等を総合的に評価し農村振興課長が決定する。(第3章第8)

*2 「調達等において支障がない」とは、使用実績として、ほとんどの工事で使用しており、品質等の問題がないなど、すべての工事に対応できる実績の場合とする。(前年度の使用実績等の把握で評価)

*3 「製品価格が従来品と同等又は安価である」とは、1年間の単価動向を調査したもので、評価するものとする。(年4回の調査で安定的に価格が同等又は安価の場合)